



よくわかる用語解説

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいざうらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。(学校教育法施行規則第32条第1項)この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 就学校の変更及び区域外就学

(1) 就学校の変更(学校教育法施行令第8条)

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第32条第2項)

児童生徒の修学許可基準

平成11年度
阿見町教育委員会

指定校変更について

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。（学校教育法施行令第5条）

学校教育法施行令第8条に基づき、次のような場合には、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

1. 地理的条件により、住所地の学校へ通学することが困難または危険をともなう場合や通学距離、通学時間あるいは、交通の便から見てやむを得ないと認められる場合
2. 児童・生徒の身体上の故障による場合
3. 小学校6年生の住所変更に伴い、転校すべき児童の保護者が卒業までの間、従来の学校への指定校変更を希望する場合で、特別な配慮が必要な場合、1学期より許可することができる。なおこの場合、引き続きその区域の中学校に指定校変更することは認めない。
4. 中学校3年生の住所変更に伴い、転校すべき生徒の保護者が卒業までの間、従来の学校への指定校変更を希望する場合、高校受験等のため特別な配慮が必要な場合は1学期より許可することができる。
5. 住宅購入に伴う諸手続き（住宅金融公庫融資等）のため、住民登録地と実際の居住地が異なっている場合で、実際の居住地の学校へ就学を希望する場合。
6. やむを得ない事情により、現住所地に住民登録せず、事実上現住所地に居住している場合。（実際の居住地を尊重）
7. 学期途中の転居にともない、当該学期終了まで従来の学校へ就学を希望する場合および学期途中の転居にともない、当該学期当初より転居地の学校へ就学を希望する場合。
8. 上記以外の理由で指定校変更を希望する場合で、期間が概ね3カ月以内の場合。
9. その他家庭環境・学校生活等で重大であり、特別な配慮が必要であると認められる場合。（この場合は保護者や担当教諭等との面談等、十分調査検討の上、適切な対処を必要とする。）

※ なお、上記1～9のいずれの場合においても、保護者より事情を良く聴取の上、やむを得ないものに限ること。また、保護者が責任を持って送迎する等、通学途中に事故等のない様に保護者が安全に十分配慮すること。